

(案)

令和7年度教育機関における環境SDGsコミュニティデザイン業務委託契約書

令和7年度教育機関における環境SDGsコミュニティデザイン業務について、群馬県知事 山本一太（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（目的）

第2条 将来世代の学生に対する環境教育の重要性は益々高まっていることから、教育機関において環境問題について学ぶ場を創出することが求められているため、教育機関において群馬県公認環境SDGsファシリテーターが運営する群馬県環境SDGs・脱炭素まちづくりカレッジを行うことができるよう支援することで、将来世代の学生に対して環境問題の解決に向けた意識の醸成や行動の変容につなげる。

（委託業務）

第3条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

（1）委託業務の名称 令和7年度教育機関における環境SDGsコミュニティデザイン業務

（2）委託業務の内容 別紙仕様書のとおり

（履行期間）

第4条 委託契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

（契約金額）

第5条 甲は、委託業務に係る経費として、委託料金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金の支払いについては、群馬県財務規則第199条第1項第6号の規定に基づき免除する。

（完了報告書の提出）

第7条 乙は、履行期間内に委託業務を完了し、速やかに完了報告書を甲に提出しなければならない。

（委託料の支払）

第8条 甲は、前条の完了報告書を審査し、適当と認められたときは、乙は、甲に対して書面をもって委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

（物件の譲渡等）

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保の目的に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得るとともに、甲がこの契約と同一の条件で物件を使用できるよう措置するときはこの限りではない。

（物件の保守）

(案)

第10条 乙は、物件が正常に作動するよう定期的に点検調整を行うものとする。

2 物件に障害が発生した場合は、乙は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

3 物件の保守に要する費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失による場合は、この限りではない。

(危険負担)

第11条 第8条第1項の規定による審査終了前に生じた損害は、乙の負担とする。

(契約不適合)

第12条 乙は、委託業務の完了後又は成果物の引き渡し後に、当該委託業務又は成果物に瑕疵が発見されたときは、甲の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修復し、委託業務を完了又は代品を納入しなければならない。

(再委託)

第13条 乙は、委託業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の遂行上、必要のある場合は、乙の責任の範囲において、委託業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせることができる。

2 前項の規定により、委託業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、あらかじめ書面をもって甲に報告しなければならない。

(契約内容の変更)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、委託料、履行期間、その他の委託業務の内容を変更することができる。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(解除等)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 委託業務に着手すべき時期が過ぎても着手しないとき。

(3) 契約の履行について不正の行為があったとき。

(4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等が暴力団対策法第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

(5) 本契約に係る下請契約、委託業務の再委託契約等（以下「下請け契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(6) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号、2号又は第3号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(不当要求行為への対応)

第17条 乙は、乙又はこの契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員

(案)

等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲へ報告及び警察への届け出を行わなければならない。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第 18 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は同法第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金納付命令）又は同法第 66 条第 4 項の規定による刑が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第 96 条の 6 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項もしくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定した時。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当した時は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の 10 分の 2 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第 1 項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 前条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による解除の場合に準用する。

(損害賠償)

第 19 条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(契約の費用)

第 20 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成 3 年 3 月 25 日規則第 18 号）の定めるところによるほか、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

(以下、本頁余白)

令和 7 年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町 1 - 1 - 1
群馬県知事 山本 一太

乙 住所

氏名